

令和6年度 12月補正予算案

12月補正予算では、歳出予算は計上せず
債務負担行為のみを提案

➤ 京都アリーナ（仮称）整備等事業費

➤ 使用料及び手数料の改定について

京都アリーナ（仮称）整備等事業費

京都アリーナ(仮称)整備等事業費

債務負担行為

348億円規模

(設定期間:令和6年度~令和39年度)

向日町競輪場内に京都のシンボルとなるアリーナを整備

「利用者満足度の向上」及び「府民負担の軽減」を図るため、民間ノウハウ等を活かした「設計施工から維持管理・運営までの一括提案」による公募型プロポーザルを実施(本年5月~)



伊藤忠商事(株)を代表企業とするグループを優先交渉権者に選定
所要経費として債務負担行為額を設定 ⇒ 12月定例会で提案

事業者からの提案内容

■施設規模

・他の施設との競争性を高めるため、必要な施設規模を確保
(収容人数) 当初想定:8千人以上 ⇒ 提案:**9千人規模**

■施設整備

・公共事業での整備に比べて**23.5億円のコスト削減**
・さらに、ネーミングライツ収入として**10年間で12億円を獲得**

■維持管理・運営

施設規模や仕様の拡充により稼働率の向上等を図ることで、
運営開始当初10年間は「府の負担なし」 ※当初想定:14.5億円



公共事業で整備・運営した場合と比べて**府民負担を軽減**

提案コンセプト

- 京都らしさ、「和」を随所に感じられる京都のシンボルとなるアリーナ
- 世界大会から府民利用までスポーツ・文化の拠点となる多用途施設
- 競輪場との一体計画により地域住民の交流拠点となる開かれた空間
- スポーツ教室や地元で根差した自主事業の展開など地域に愛されるアリーナ
- 災害などの有事において避難場所等の防災機能を完備



スポーツ・経済振興など「まちづくり」につながる提案

今後のスケジュール

令和7年2月定例会	契約議案の提出
令和7年3月～令和10年7月	設計・建設
令和10年10月	開業予定

完成イメージ図

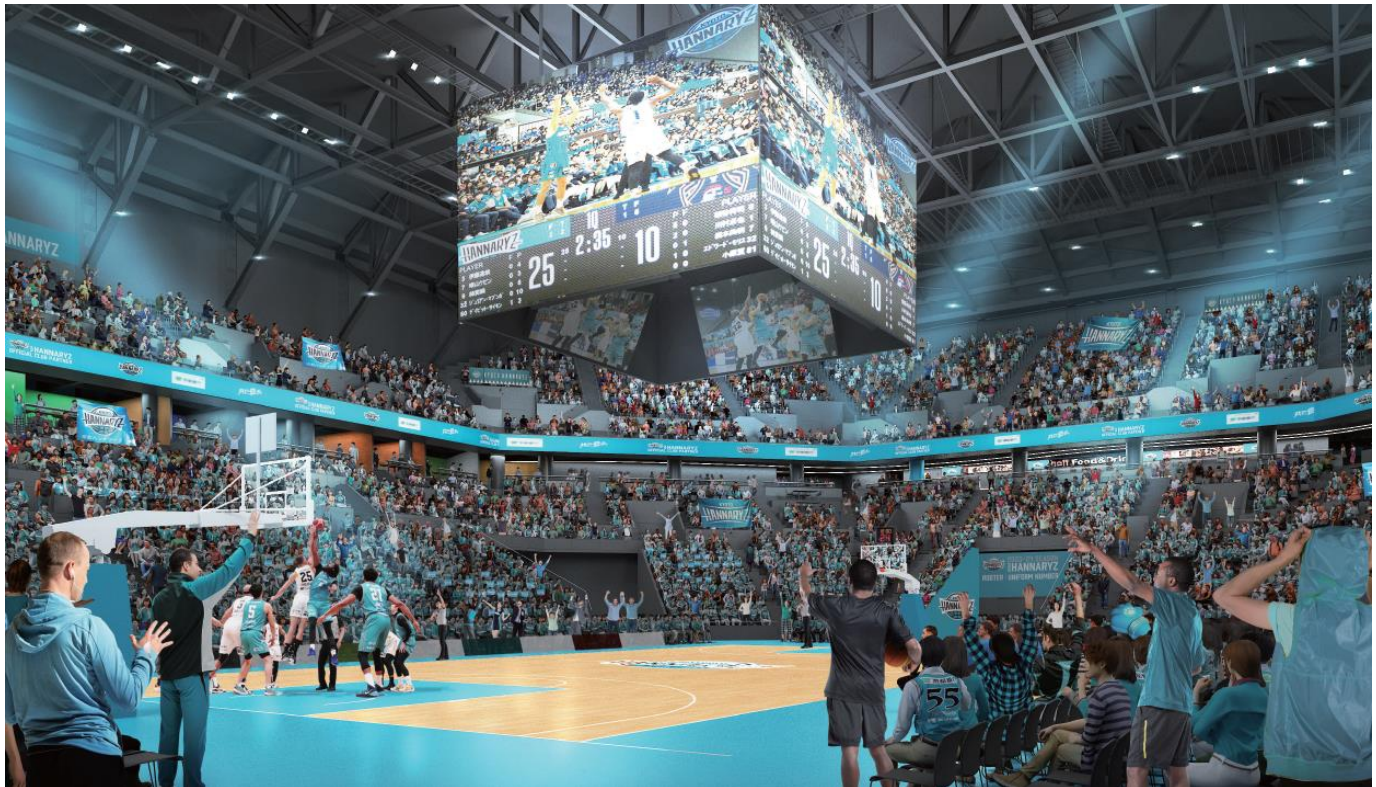
(外観イメージ1)



(外観イメージ2)



(内観イメージ(プロスポーツ利用時))



(内観イメージ(バラエティ席))



(内観イメージ(コンサート利用時))



使用料及び手数料の改定について

使用料及び手数料の改定について

現状・課題

- ▶ 平成4年度以降全面改定は未実施 (消費税率の一部反映除く)
- ▶ 物価高騰や人件費の急激な上昇
- ▶ 受益者負担の適正化 (受益のない府民負担の軽減) **が必要**



行財政運営方針に基づき、使用料及び手数料を見直し

行財政運営方針 (抜粋) 府立施設の使用料や各種の手数料については、受益者負担の原則に則り、他府県や民間の水準及び社会経済情勢の変化等を踏まえた設定・見直しを行う

⇒ 増収分は物価高騰対応や設備投資など府民サービスの充実に活用

具体的内容

1. **物価高騰等**や近傍類似施設との**均衡**を踏まえた見直し
2. 定年年齢引上げ等を踏まえた**高齢者減免の統一**
3. 府民生活に与える**影響への配慮**

1. 物価高騰等や近傍類似施設との均衡を踏まえた見直し

<改定根拠及び改定率>

- | | | |
|-------------------|------|--------------------|
| ① 物価の推移によるもの | 114% | 例) 中小企業技術センター試験手数料 |
| ② 人件費の推移によるもの | 105% | 例) 産業廃棄物処理業許可手数料 |
| ③ 近傍類似施設との均衡を図るもの | | 例) 府立植物園入園料 |

<施行日> 令和7年4月1日

※ 指定管理施設は上限額の引上げ (利用料金の見直し時期は未定)

<主な改定項目>

項目	主な改定概要
【主な使用料】 全240施設を対象に点検を実施 → 33施設の料金を改定	
府立植物園	入園料と温室入館料を一本化 一般：400円(入園料200円+温室入館料200円)→500円
府立体育館	第1競技場(全面全日)：55,690円→63,480円
山城郷土資料館	入館料(一般)：200円→220円
堂本印象美術館	観覧料(常設)：510円→580円
青少年海洋センター	宿泊料(一般)：2,340円→2,660円
山城総合運動公園	陸上競技場(全面全日)：49,360円→56,270円
府立少年自然の家	キャンプ場(一般)：710円→790円
【主な手数料】	
中小企業技術センター試験	電気試験(耐電圧試験)：1,530円→1,740円
産業廃棄物処理業許可	一般廃棄物処理施設設置許可申請： 132,600円→139,230円
納税証明	400円→420円
屋外広告	広告許可：1,020円→1,070円

2. 定年年齢引上げ等を踏まえた高齢者減免の統一

▶ 高齢者減免の対象年齢を65歳に統一

	対象年齢	統一減免率
入館料	65歳に引下げ(2施設) 65歳に引上げ(1施設)	1/2減免
運動施設等 (高齢者向けの催し)	65歳に引上げ(7施設)	1/4減免

3. 府民生活に与える影響への配慮

▶ 改定見送り（府民生活への配慮）

- ①府立高校の授業料（学びの機会の確保に配慮）
- ②農大・林大の授業料（職業人材の確保・育成に配慮）
- ③府営住宅の家賃（低所得者への影響に配慮）
- ④サンアビリティーズ城陽の使用料（障害者スポーツ振興に配慮）

▶ 負担軽減策（子育て世帯や高齢者への配慮）

- ①子育てパスポートの拡充（保護者1名無料→2名無料）

施設例：府立植物園、山城郷土資料館

- ②高齢者を対象とした年間パスポートの導入

施設例：府立植物園、山城郷土資料館

- ③無料開放デー（開庁記念日）の導入

施設例：府立植物園

※ 指定管理施設においても負担軽減の取組について導入を検討

< 1 2月定例会で改正予定の条例（45条例） >

【使用料・利用料金関係】

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| 1 京都府立自然公園条例 | 12 京都府立青少年海洋センター条例 |
| 2 京都府立文化芸術会館条例 | 13 京都府立勤労者福祉会館条例 |
| 3 京都府立ゼミナールハウス条例 | 14 京都府立けいはんなホール条例 |
| 4 京都府立府民ホール条例 | 15 京都府立府民の森条例 |
| 5 京都府立堂本印象美術館条例 | 16 京都府立都市公園条例 |
| 6 京都府立陶板名画の庭条例 | 17 京都府立府民スポーツ広場条例 |
| 7 京都府立京都学・歴彩館条例 | 18 京都府港湾施設の管理及び使用に関する条例 |
| 8 京都府立植物園条例 | 19 京都府立少年自然の家条例 |
| 9 京都府立体育館条例 | 20 京都府立郷土資料館条例 |
| 10 京都府立京都スタジアム条例 | |
| 11 京都府立総合社会福祉会館条例 | |

【手数料関係】

- | | |
|----------------------------------|----------------------------|
| 21 京都府手数料徴収条例 | 32 京都府衛生検査等使用料及び手数料条例 |
| 22 京都府府税条例 | 33 京都府精神保健福祉総合センター条例 |
| 23 京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例 | 34 京都府立心身障害者福祉センター条例 |
| 24 京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例 | 35 京都府立舞鶴こども療育センター条例 |
| 25 興行場の設置場所の基準等に関する条例 | 36 京都府立こども発達支援センター条例 |
| 26 公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例 | 37 京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例 |
| 27 理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例 | 38 京都府種畜種付け手数料徴収条例 |
| 28 美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例 | 39 京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例 |
| 29 化製場等の構造設備の基準等に関する条例 | 40 家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例 |
| 30 食品衛生法に基づく公衆衛生上必要な措置の基準等に関する条例 | 41 京都府屋外広告物条例 |
| 31 動物の飼養管理と愛護に関する条例 | 42 建築基準法施行条例 |
| | 43 建築基準法施行条例等の一部を改正する条例 |
| | 44 浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 |
| | 45 京都府警察手数料徴収条例 |